参考資料２－３

令和7年度　業務概況書

【経過的長期給付積立金】

国家公務員共済組合連合会

国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「一元化法」という。）附則第４９条の３の規定により準用する国家公務員共済組合法（以下「国共法」という。）第３５条の４の規定に基づき、令和７年度における経過的長期給付積立金に関する業務概況書を公表します。

目次

１．運用資産額・資産構成割合の状況 . . . 3
２．基本ポートフォリオ . . . 4
３．収益の状況 . . . 5
４．リスク管理 . . . 5
５．ガバナンス体制等 . . . 6

(参考)
（１）市場環境　：厚生年金保険給付積立金の業務概況書をご参照ください。
（２）用語集　　：連合会ホームページに掲載しています。
（３）用語の定義：本概況書において、財政融資資金預託金は「財投預託金」、連合会の共済事業において保有する不動産及び貸付金は「共済独自資産」と表記しています。
（４）図表中の数値は四捨五入して表示しているため、各数値を用いた計算とは一致しない場合があります。

１．運用資産額・資産構成割合の状況

（１）令和７年度末における運用資産額・資産構成割合

	令和6年度	令和7年度				
	年度末	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
	簿価（億円）	簿価（億円）	簿価（億円）	簿価（億円）	簿価（億円）	構成割合
短期資産	29	62	69	81	33	100.0%

（注）基本ポートフォリオは、国内債券100%（短期資産を含む。）です。

○ 令和7年度末の資産構成割合



（２）一元化法の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国共法による長期給付等に関する経過措置に関する省令第５条６号及び第７号に掲げる事項

① 運用手法別の運用の状況（連合会が国共法施行令第９条の３第１項第３号本文、同号ハ及び同項第４号に規定する方法で運用する場合にあっては、当該運用に関する契約の相手方の選定及び管理の状況等を含む。）（第６号）

外部の運用機関への運用の委託及び組合員を被保険者とする生命保険の保険料の払込みは行っていません。

② 連合会における株式に係る議決権の行使に関する状況等（第７号）

経過的長期給付積立金においては株式による運用は行っていません。

（３）経過的長期給付積立金は、令和４年度に残高がゼロとなった以降は一元化法附則第７６条の規定により地方公務員共済組合連合会からの拠出金を受入れ、年金支給を行っていることにより生じるものであり、運用を目的とした資産は保有していません。

2．基本ポートフォリオ

（1）基本ポートフォリオ

「経過的長期給付積立金の管理運用方針」（以下「管理運用方針」という。）において、基本ポートフォリオを以下のとおり定めています。

○ 基本ポートフォリオ

	国内債券
資産配分	100%

（注）財投預託金、共済独自資産及び短期資産については、国内債券に含めています。

（2）基本ポートフォリオ策定の考え方

経過的長期給付制度が閉鎖型年金制度であり、比較的早期に積立金の規模が縮小する見込みであるという制度の特性を踏まえ、国内債券（財投預託金を含む。）を中心に安定的なインカムゲイン及び元本回収がなされる資産を保有することとしています。

なお、共済独自資産については、令和３年度末以降保有していません。財投預託金を含む国内債券は令和４年度に積立金残高がゼロになって以降、法令に基づき、地方公務員共済組合連合会からの拠出金を受入れ、年金支給を行っていることから保有していません。

3．収益の状況

（１）実現収益額・実現収益率

（単位：百万円）

	令和7年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
実現収益額	0	9	0	15	24

（単位：%）

	令和7年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
実現収益率	0.00	0.09	0.00	0.18	0.33

（注）各四半期の収益率は期間率です。

（２）運用利回りによる評価について

経過的長期給付積立金は新たな保険料収入がない閉鎖型年金で、運用の段階から給付のためのキャッシュマネジメントの段階へ機能が変化していることから、令和２年４月１日変更の管理運用方針において運用利回りによる評価を行わないこととしました。

4．リスク管理

経過的長期給付積立金は、法令に基づき、地方公務員共済組合連合会からの拠出金を受入れ、年金給付に必要となる資金は確保されています。

５．ガバナンス体制等

◆ 連合会の業務の概要

連合会は、国家公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、国家公務員等の職務の能率的運営に資するため、国共法の規定に基づき、各省庁等の職員で組織された共済組合（以下「組合」という。）の事業のうち、以下の事業に関する業務を実施しています。

○ 厚生年金保険給付事業、退職等年金給付事業及び経過的長期給付事業

厚生年金保険給付、退職等年金給付、経過的長期給付とは、組合員の老齢・退職、障害若しくは死亡に関して、それぞれの事由により支給する老齢・退職年金、障害年金、遺族年金等の各種給付をいい、連合会ではその決定及び支払、費用の計算、積立金の運用等の業務を実施しています。

○ 福祉事業

組合員の福祉の増進に資するため、主に以下の福祉事業に関する業務を実施しています。

ア　医療事業

イ　宿泊事業

○ その他の事業

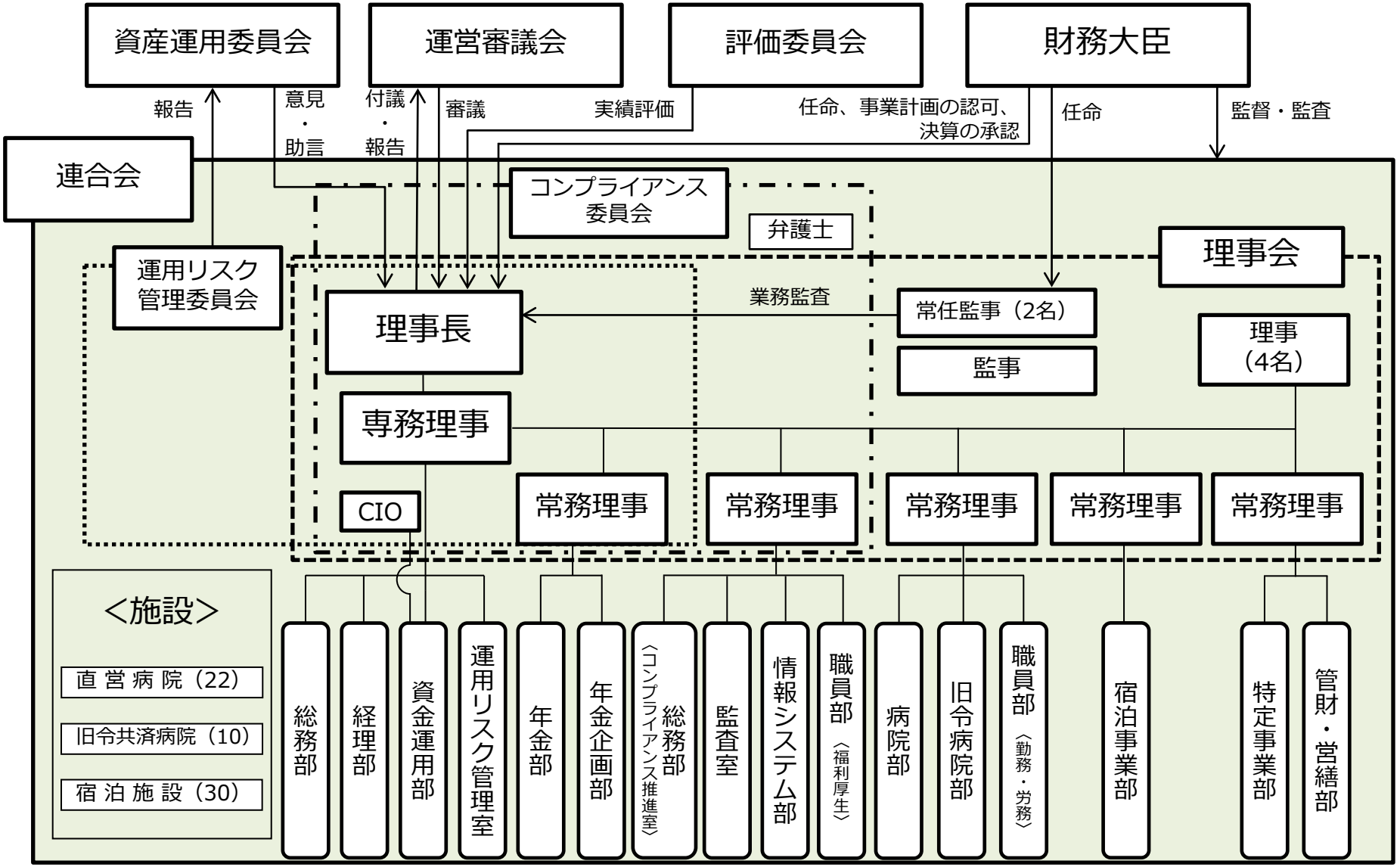
上記事業のほか、国共法附則及び他の法令に基づく事業に関する業務を実施しています。

◆ 連合会の役職員

令和８年３月末現在、役員は理事長１名、専務理事１名、常務理事５名、理事４名、常任監事２名及び監事１名の１４名、職員は１１，９１７名となっています。

◆ 組織図

（令和８年３月末現在）



※ 資金運用関係業務を担当する職員（資金運用部及び運用リスク管理室）は**２８名**となっています。（CIO含む）

（１）運営審議会

① 運営審議会の設置

連合会の業務の適切な運営に資するため、国共法に基づき、連合会に運営審議会を置くこととされています。

② 審議事項等

ア　定款の変更、イ　運営規則の作成及び変更、ウ　毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算、エ　重要な財産の処分及び重大な債務の負担、オ　その他厚生年金保険給付等に関する事業、退職等年金給付に関する事業、経過的長期給付に関する事業及び福祉事業の運営に関する重要事項は、運営審議会の議を経なければならないとされています。

また、運営審議会は、理事長の諮問に応じて連合会の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができるとされています。

③ 運営審議会委員

国共法に基づき、委員は組合及び連合会の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する組合員のうちから理事長が任命（１６人以内）し、また、委員の半数は組合員を代表する者とされています。

（２）資産運用委員会

連合会は、厚生年金保険給付積立金、退職等年金給付積立金の管理及び運用を適確に行うため、理事長の諮問機関として資産運用委員会を設置しています。委員会の委員は、外部の学識経験者８名以内で構成し、その他必要に応じて専門委員を置くことができ、委員及び専門委員は、連合会理事長が委嘱しています。

委員会は、毎年度の事業計画、決算及び四半期毎の運用並びにリスク管理の状況を議案として定時開催するものとし、その他必要に応じて随時開催することとしています。連合会は、積立金の管理及び運用に関する重要事項について、資産運用委員会から意見を聴き、または、助言を受けることとしています。

なお、経過的長期給付積立金については、法令に基づき、地方公務員共済組合連合会からの拠出金を受入れ、年金支給を行っていることから、令和４年度に積立金残高がゼロになって以降、同委員会で審議されておりません。

（３）積立金の管理及び運用を適切に行うための方針

連合会は、国共法に基づき、経過的長期給付積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするため、管理運用方針を定めることとされています。

連合会は、財務大臣の承認を得て、令和２年４月１日に管理運用方針を変更し、関係法令と共にこの管理運用方針に従って積立金の管理及び運用を行っています。なお、管理運用方針は、直近では令和４年４月１日に変更を行っています。

（４）業務概況書の財務大臣への提出及び公表

連合会は、国共法に基づき、各事業年度の決算完結後、管理積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の法令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、財務大臣に提出するとともに、これを公表することとされています。

（５）連合会内のガバナンス体制等

連合会では、以下のような取組みを行うことにより、適正な業務運営が確保されるよう努めています。

① コンプライアンスの推進

「コンプライアンス推進規程」を定め、コンプライアンスに関する重要事項を審議するコンプライアンス委員会（委員長は理事長、外部弁護士委員を含む。）を設置するとともに、連合会全体のコンプライアンス推進を総括する責任者としてコンプライアンス統括責任者、連合会内の各部（室）における責任者としてコンプライアンス責任者を置いています。

組合員、利用者及び社会からの信頼を確保するため、全ての役職員を対象とする行動規範を定め、その周知徹底を図っています。また、不正行為等の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンスの強化に資するよう公益通報制度を整備しています。

② 運用リスク管理の強化

平成２８年７月１日より、資金運用業務に対する牽制機能を高めるために、資金運用部から独立した組織として運用リスク管理室を新設し、リスク管理手法の高度化、あるいは、運用対象となる金融商品の多様化に伴い、適切に運用リスク管理項目の見直しを行い、連合会の運用リスク管理能力の強化に努めることとしています。

③ 運用リスク管理委員会

理事長、運用リスク管理担当役員（資産運用担当役員）、年金財政担当役員等をメンバーとした「運用リスク管理委員会」を設置しています。その審議内容については、資産運用委員会に対し報告し、意見を聴取しています。

④ 投資委員会

積立金の運用における投資計画等を策定するに当たり、慎重な検討を行うため資産運用担当役員を委員長とする投資委員会を設置しています。

⑤ 運用リスク検討会議

積立金の運用における各種リスクのモニタリング、運用リスク管理業務の機能強化を目的として、運用リスク管理担当役員、運用リスク管理担当者等で構成される運用リスク検討会議を設置しています。

⑥ 情報セキュリティの確保

業務の情報化が進展する状況において、情報システム及びこれを使用して処理される情報の適切な保護及び管理に関する諸規程を定め、情報セキュリティの確保に努めています。

また、情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティ対策基準の策定等を行っています。各部（室）には情報セキュリティに関する管理者、担当者、担当責任者が置かれ、対策基準に準拠した各部（室）毎の実施規則の策定・見直し、当該規則の遵守状況の確認等を行っています。

（参考）積立金の管理・運用業務に関するガバナンス体制等の概念図

